## 交番速報

令和5年7月6日 天 竜 警 察 署 船 明 交 番

## 電動キックボードの新しい交通ルールが始まりました!

7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボードは「特定小型原動機付自転車」になりました。



Q1.特定小型原動機付自転車とは?

最高速度 20km/h 以下 定格出力 0.6kw 以下

車体の大きさ 長さ1.9m 以下/幅0.6m以下

Q2.誰が乗れるの?

16歳以上であれば免許証が無くても乗ることが可能です

Q3.どこを走れるの?

車道を通行しなければなりません。自転車道も通行することができます。

Q4.利用するにはどうすればいいの?

公道を走行するに当たっては

①車両が道路運送車両の保安基準に適合し②ナンバープレートを取り付け③自賠責保険(共済)に加入しなければなりません。

詳しくは静岡県警察ホームページを

ご覧ください。

ホーム > 交通安全 > 交通事故をなくそう! > 特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等について(令和5年7月1日から)



